

平成24年第1回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成24年3月22日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成24年3月22日（木）午後2時00分開議

第 1 議案第2号撤回の件

第 2 議案第19号撤回の件

第 3 議案第53号

第 4 観光資源開発等調査特別委員会の報告

第 5 航路問題特別委員会の報告

第 6 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号、議案第13号、議案第15号から議案第17号、議案第35号、議案第41号、議案第44号から議案第47号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第3号から議案第5号、議案第36号から議案第38号、議案第42号、議案第43号、議案第48号、議案第53号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第6号から議案第12号、議案第20号から議案第22号、議案第39号、議案第40号、議案第49号

第 7 議案第50号

第 8 議案第51号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	11番	中川隆一君
12番	岩崎隆寿君	13番	中村良夫君
14番	若林直樹君	15番	田中文夫君
16番	金子健治君	17番	村川四郎君
18番	猪股文彦君	19番	川上龍一君
20番	本間千佳子君	21番	金子克己君

22番	根岸勇雄君	23番	近藤和義君
24番	祝優雄君	25番	竹内道廣君
26番	加賀博昭君	27番	佐藤孝君
28番	金光英晴君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	教育長	白杵國男君
総合政策監	藤井裕士君	会計管理者	本間佳子君
総務課長	山田富巳夫君	総合政策長	小林泰英君
行政改革課長	清水忠雄君	島嶼づくり推進課長	藤井光君
世界遺産推進課長	羽下三司君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良孝晴君	交通政策長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	田川和信君
環境対策課長	児玉龍司君	社会福祉課長	山田秀夫君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光商工課長	伊藤俊之君	建設課長	石塚道夫君
上下水道課長	和倉永久君	学校教員課長	山本充彦君
社会教育課長	渡邊智樹君	両津病院院長	塚本寿一君
監査委員局長	児玉功君	農業委員会事務局長	島川昭君
消防長	金子浩三君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（金光英晴君） ここで、議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 去る3月21日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程について協議した結果をご報告いたします。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。昨日市長から申し出のあったとおり、冒頭、議案第2号 佐渡市税条例の一部を改正する条例及び議案第19号 財産の無償譲渡について（築地児童遊園）議案の撤回を行い、次に撤回した議案第2号の内容を変更した議案第53号の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を行い、一たん休憩に入ります。休憩中、各委員長報告等の配付を行います。休憩の後、観光資源開発等調査特別委員会及び航路問題特別委員会の報告を行います。特別委員会の報告は、従来ですと、常任委員会報告の後に行う慣例ではありますが、今回の特別委員会報告は一部一般会計予算に関する内容を含んでいることから、今回は常任委員会の報告に先立ち、実施することとしたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

以上です。

○議長（金光英晴君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 議案第2号撤回の件

○議長（金光英晴君） 日程第1、議案第2号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、3月2日に提案いたしました議案第2号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についてについて、附則第25条の税込と今後の防災のための施策等との関連をも含め、さらに検討が必要であると判断したことから、撤回の承認を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第19号撤回の件

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第19号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 3月2日に提案しました議案第19号 財産の無償譲渡について（築地児童遊園）について、築地児童遊園廃止後における土地利用方法や費用対効果など総合的に再検討する必要があると判断したことから、撤回の承認を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第53号

○議長（金光英晴君） 日程第3、議案第53号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第53号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が12月に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、法人実効税率の引き下げ等により都道府県と市町村の増減収の調整のため、都道府県たばこ税の一部が税源移譲されることに伴う市たばこ税の税率の引き上げ等であります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第53号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、市民厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（金光英晴君） ここで委員会審査のため、暫時休憩といたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

日程第4 観光資源開発等調査特別委員会の報告

○議長（金光英晴君） 日程第4、これより観光資源開発等調査特別委員会の報告を行います。

観光資源開発等調査特別委員長、岩崎隆寿君。

〔観光資源開発等調査特別委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○観光資源開発等調査特別委員長（岩崎隆寿君） 委員会調査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

本委員会は、近年の旅行形態の変化や観光ニーズの変化に当市の対応が追いつかず、観光客の減少が続いている。佐渡市の観光交流人口拡大の推進、賑わいと活気ある、自然・歴史・文化に恵まれた佐渡島の新たな観光の目玉をつくるべく、現存する「まち並み」や「イベント」などを見直し、さらなる佐渡観光への誘客効果を再検討すべく、これまでに計15回の委員会を開催し、次のとおり提言する。

1 「まち並み」保存について

島内には、地域の特性を顕著に残した建物が各地に見られるが、高齢化や後継者不足等で、徐々にその特色を失いつつある。

このまま放置すると、時代の変化で建て替えや取り壊しが進み、その地域に根ざした文化や歴史を見失い、取り返しのつかないことにならないため、そのような「まち並み」を可能な限り修景する必要があると思われる。そのために、次の3地区について地域の魅力を活かした保存に取り組むべきである。

については、地域の魅力を活かした、次の3地区の「まち並み」保存を総額1億9,500万円で修景に取り組むこと。

<保存すべき「まち並み」>

- ・ 松ヶ崎地区
- ・ 赤泊地区
- ・ 二見地区

なお、当該地区の「まち並み」の修景・保存に当たっては、地域住民の理解を得るとともに、その活用方法については協議を進め、早期実現に向けて取り組むべきである。

2 「観光イベント」について

本委員会では、島外からの観光交流人口の拡大を図るため、一度に5万人から10万人を集客できる一大イベントを検討したが、島内の宿泊受け入れ能力や十分なサービスの提供を考えると、1イベントにつき1日当たり3,000人から5,000人の誘客を図ることが妥当であるとの結論に至った。

については、島内には鬼太鼓や佐渡おけさなどの郷土芸能や、佐渡の自然を活かした魅力的な観光イベ

ントが数多くあるが、さらなる内容の充実を図るべく、開催日程の延長や地域の観光資源を十分に活用できるよう地域と協力し、これまで以上に充実した支援や、積極的な取り組みを行い、各地の魅力を高め、観光交流人口の拡大を図るべきである。

<内容の充実を図るべき「観光イベント」>

- ・ 真野公園桜まつり
- ・ おけさ華の乱
- ・ 佐渡国おんでこドットコム
- ・ 宵の舞
- ・ カンゾウまつり
- ・ トキ夕映え市

3 島の花と樹木について

佐渡には魅力あふれた四季折々の花と樹木が各地に植生している。このことから、四季の花や紅葉のような樹木を活かし、観光シーズンの延長や誘客を図ることを提言する。

<増殖と群生地拡大を図るべき花と樹木>

- ・ 大野亀のトビシマカンゾウ
- ・ 真野長浜海岸の水仙・カンゾウの道路
- ・ 小川・達者地区のひまわり畑
- ・ 紅葉山公園の紅葉

なお、花の島プロジェクトや各地の愛好会や地域活動団体の管理下で活動を推進しているが、予算不足で草刈りや増殖への取り組みが制約されている。

今後は、十分な予算措置を講ずるとともに、生態系の維持のため関係機関と十分協議し、推進すべきである。

また、紅葉山公園までの交通インフラや訪れた観光客を受け入れる観光車両や乗用車の駐車場が整備されていないので、早急に改善を図るべきである。

4 おわりに

佐渡観光のネックは佐渡汽船の運賃高と2時間30分の船旅と言われるが、むしろ、その船旅こそが観光ポイントになることも忘れてはならない。

島外からの観光交流人口の拡大に当たっては、地域の観光資源を十分に活用できるよう地域と協力し、これまで以上に充実した支援や積極的な取り組みを行い、各地域の魅力を高め、観光誘客につなげることが重要である。

誘客宣伝に当たり大切なのは、官民一体となり佐渡人の人情厚い「おもてなし」を前面に出し、風景はもちろんのこと、温泉の活用や、海山の幸・佐渡牛等を活かした珍味の開発、おいしい「お米にお酒」で、連泊や再訪問したい観光地づくりを目指すべきである。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、村川四郎君の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） それでは、質疑をさせていただきます。

15回の委員会の開催されたということで、大変ご苦労さまでした。二、三このまとめについてお聞きしたいことがありますので、質問させていただきますけれども、まず「まち並み」保存のところ、これは3カ所、松ヶ崎地区、赤泊地区、二見地区と載っているのですけれども、まず町並み保存と言えば、佐渡であれば伝統的建造物群に指定されている宿根木ではないかと思うのです。その宿根木を入れなかった根拠をお聞きしたいと思います。

それから次に、3地区で総額1億9,500万という予算見積もりをしているのですけれども、これは3地区トータル、それぞれの地区に目標額をつけて足したものだと思うのですけれども、その目標がありましたら教えてください。

それから、この町並み保存の事業、例えば伝統的建造物群である宿根木はもう約20年で約70棟をやっているのですけれども、20年たってもまだ完成はしていないということなので、この町並み保存に関しては大体何年ぐらい、完成の期限ですね、何年ぐらいをめどにこの事業を考えているのか、わかりましたら教えてください。

2番目の「観光イベント」についてですけれども、このいろいろ祭りが、イベントが上げてあるのですけれども、私はやはり佐渡では旧3大祭りといいますか、両津の川開き、相川の鉾山祭り、小木の港祭りだと思うのですけれども、これをもっと盛大に復活させるほうが第一と考えますが、その議論はなかったのかどうか、教えてください。

最後に、島の花と樹木についてですけれども、佐渡はドンデン山に花を見に来る方が徐々にふえているというふう聞いております。それで、佐渡の6月にドンデンへ登るアオネバ溪谷等々は日本の百名山、花の百名山の中に入っていると思うのですけれども、そういう山野草を見せるような議論はなかったのか、それについてお教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

岩崎観光資源開発等調査特別委員長。

○観光資源開発等調査特別委員長（岩崎隆寿君） それでは、村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1番目の「まち並み」保存についてであります。宿根木地区をなぜ入れなかったかということとあります。宿根木地区に関しましては、当初上がりました。それで、現地を見ましたところ、既に宿根木地区というのは文化庁の重要伝統的建造物群保存地区ということで、もう文化庁の網がかかっているといえますか、文化庁のほうで地元と推進をしているということで今回は入っておりません。私たちの委員会で選んだものは、まだ事業化されていないところということで3地区を選びました。

次に、3地区総額1億9,500万円、地区別の内容等についてであります。執行部から資料を提供していただきましたところ、松ヶ崎地区を例としまして、松ヶ崎地区のほうは1件当たり90万というふうな平均工事見積もり単価で積算しまして、松ヶ崎地区、件数でいいますと89件で、修景工事費用としましては約8,000万で、二見地区のほうは松ヶ崎地区に倣いまして、平均工事単価見積もりを90万としまして、67件ということで約6,000万、そして赤泊地区のほうは60件ということで約5,500万ということとあります。

そしてまた、次に保存事業完成の期限はということとありますが、当委員会におきましては早急に行っていたきたいということで、そういう意見が出ましたが、執行部側の返答としましては、3年間この事

業をやってみるということであります。

次に、2番、「観光イベント」についてであります。歴史ある佐渡3大祭り、両津、相川、小木の再生、復活がまず第一と考えていることで、この観光イベントの3大祭りと言われる両津、相川、小木の祭りについても当初出ましたけれども、当委員会では先ほどの報告にもありましたように、3,000人から5,000人ということ視野に入れまして、それでここのお祭りに関してはもう既にクリアしているということで今回は入っておりません。

次に、3番、島の花と樹木についてであります。ユキワリソウについて、そのような山野草の観察の観光利用は議論されなかったかでありますが、一番最初の議論の中に山野草のことも出ましたが、盗掘等の問題があるということで、その後は議論はされておりません。報告としましては、この山野草に関してはこの報告の中には入っておりません。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 「まち並み」保存に関して、当然宿根木は入っていたけれども、文化庁の管轄であるので、ちょっとさわりにくいということで外したというふうに言われたのですけれども、これを取っ払わないことには、ここが本当に佐渡に来て伝統的建造物群を見てよかったなと感じないと思うし、今の状態だと、わざわざ海を渡って見に来る方はいない。ただ、佐渡に行ってどこか見るところがないかなといったときに、そういうコースがあるということで来る程度になっていると思うのです。現在2万5,000人ぐらいですか、年々ちょっとずつふえて、減っていないということで立派なのですけれども、やはり観光の案内所等々を見て、海を渡って佐渡へ行ってそこへ行きたいという気が起こるような形の完成された伝統的建造物群にしていかないと、佐渡観光になかなか目玉がないと思うのです。

聞きたいのは、ではこの3地区でどのぐらいの誘客増を見込んでおられたのかということと、次の観光イベントのお祭り、この3大祭りがもう既に3,000人から5,000人の誘客があるから、外したというのですけれども、この残りのイベント等々をやることによって、どのぐらいの観光客というか、誘客増が見込めるといような判断までされたのかどうか、教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

岩崎観光資源開発等調査特別委員長。

○観光資源開発等調査特別委員長（岩崎隆寿君） お答えします。

町並みのこの3地区に関しまして、どれだけの誘客というところは、その誘客の人数等につきましては議論はされておりません。

それと、観光イベントのことで、どれだけのアップを見込んでいるかという点であります。ちょっと資料は提出されておったのですが、今回3.11の件があって今回はこの人数というものはクリアはできなかったのですが、今申しわけありません。手元にちょっと資料を持っていないもので、正確に執行部から提案された数というのは、ちょっと申しわけありません。把握しておりません。後ほどご連絡いたします。済みません。

○議長（金光英晴君） 以上で村川四郎君の質疑を終結いたします。

これで観光資源開発等調査特別委員会の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。観光資源開発等調査特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、観光資源開発等調査特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第5 航路問題特別委員会の報告

○議長（金光英晴君） 日程第5、これより航路問題特別委員会の報告を行います。

航路問題特別委員長、祝優雄君。

〔航路問題特別委員長 祝 優雄君登壇〕

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 委員会調査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

本委員会は、佐渡汽船「おおさど丸」代替船等の建造及び佐渡航路に関することを付託事項とし、平成23年第2回佐渡市議会定例会において議員発議により設置された委員会である。

これまで計13回の委員会を開催し、付託事項について審議を行った。その中で船舶の建造及び佐渡航路にかかる問題などについて次のとおり執行部並びに航路運航事業者に申し入れた。

1 社会資本整備総合交付金による「両津～新潟航路新造船の基本設計作成業務委託」受託業者の公募型プロポーザルについて

佐渡汽船は、建造から23年が経過し老朽化が激しい「おおさど丸」を廃船することを前提に、国の社会資本整備総合交付金を利用してこれと同等の新造船建造を決定した。

この制度は、地方公共団体などが行う社会資本の整備、その他の取り組みを国が支援することにより、交通の安全確保と円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等、住生活安定の確保と向上を図ることを目的としているものである。

国の交付金及び佐渡市の補助金など、公的資金で船舶を建造することについて、佐渡汽船に対し公平性、透明性、競争性の確保を求め、次の事項を条件とするよう提言し、佐渡汽船は公募型プロポーザルを実施することとした。

- (1) 建造する船舶は、利便性を十分考慮し、在来型カーフェリーのみにこだわることのないように、最新の建造技術の粋を集め、現在の港湾施設、既存の岸壁が使用できる高速船も検討すること
- (2) 航海の安全性を重視することはもちろん、船舶のデザインなど見た人が乗りたくなるような、快適な船旅を楽しめるものにする
- (3) 航海に従事する船舶要員の効率化を図り、燃料費など固定経費の軽減が図られるものとする
- (4) 現行の船舶と比較して、搭載人員、航送車両及び貨物などの輸送量が大きく下回らないこと、冬期間の就航率の確保向上が図られること

以上の提言をしたが、結果的には、応募は佐渡汽船とのかかわりが深い1社のみで終わり極めて不透明であった。さらにその提案内容においては、在来型の船と比べ改善は見られず、委員会が最後までこだわった高速化、航路時間の短縮、船舶要員の削減は実現していないものであった。

このことは、島民が望む「早くて安全で安い船」については、今後30年以上望めず、航路事業者「佐渡汽船」が自ら封印したとしか言いようがない。また、航路利用者の要望に背を向け続け、新潟県のみを意識する佐渡汽船経営者の姿勢には問題がある。

さらに現行船舶よりも船体、エンジン出力とも小さく、最盛期の輸送能力、冬期間の就航率の確保の観点からも疑問がある。また、運航要員の削減と全船員の個室化など、航路運賃の低廉化に直結するランニングコスト低減の意識が著しく欠如しており、公金を利用して建造する船舶として、これらの事実を認めることはできない。

よって、本委員会としては多くの島民並びに利用者の要望として、航路時間2時間20分への短縮を再度強く求め、佐渡汽船から短縮に前向きな回答を得たところである。

2 新造船建造後における航路運賃低廉化について

今回の新造船建造に当たり、国の交付金及び佐渡市の補助金を活用していることから、本委員会は航路事業者に対し、これに係る減価償却相当額を原資とした利用者への運賃還元方法については、船舶建造後、速やかに実施することを求めた。

- (1) 今回の建造費は、すべて公金で賄っていることから、減価償却資産の耐用年数15年間にわたり、その全額を航路運賃の低廉化に充当すること
- (2) 国の交付金相当額については、新潟県社会資本総合整備計画における観光など交流人口の拡大を図る観点から、航路利用者の全体運賃に還元すること
- (3) 佐渡市の補助金相当額については、佐渡島民限定に、島発2等往復割引の航路運賃に還元すること
- (4) 既存の島発往復割引については、現在の30%割引を50%割引にすることについて早期実施を求め、佐渡汽船からその確約を得たところである

最後に、佐渡航路の今後のあり方について、この航路は観光航路としての要因はあるものの、あくまで佐渡島民にとっては生活航路であることから、島民の利便性、優位性を重視した航路運営でなければならない。現在の佐渡航路3区間は、海上運送法第2条第11項に規定する指定航路となっており、佐渡汽船の責任で維持すべきである。また、北陸新幹線の開業や寺泊の取り込みを見据えたとき、長岡観光圏との連携強化が今後の課題である。なお小木～直江津、赤泊～寺泊航路においては船舶形態、運航ダイヤなどを含め抜本的な見直しを行い航路経営の改善を図るべきである。

また、主要航路である両津～新潟航路について、現在運航中の「おけさ丸」も法定耐用年数を超えており、代替船の建造の検討をしなければならないことや、ジェットフォイルについても、今後、運航を維持できる期間も少なく、新造についても見通しは不透明である。高速交通体系も含めた航路運営上の基本部分に問題を抱えているのは事実である。

加えて、今回の社会資本整備総合交付金を利用した運賃軽減策は耐用年数相当の15年間で、その後の運賃形態は未定である。このようなことから将来にわたって佐渡航路が安価で安定的な経営ができるよう、

佐渡汽船の筆頭株主である新潟県に対し、航路運賃の低廉化等について財政的支援を行うよう強く求めるべきである。

また佐渡市としても、佐渡汽船の株式を取得し経営的な発言を強めるべきとの意見もあり、合併特例債での株式取得の委員会では検討したが、合併特例債を活用しての株式取得はできないとの判断で、佐渡市としての株式取得は今後の議論とした。佐渡市としては、今後も可能な限りの支援と監視を強め、佐渡航路の恒久的な利便性向上を図ることに努められるよう提言をして、委員会報告とする。

以上をもって、本委員会の所期の目的は達成されたので調査を終了する。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

田中文夫君の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 大変長文にわたる報告書を聞かせていただきました。一気には内容を掌握できませんので、改めて質問させていただきながら、かみ砕いた説明をいただければと思います。

おおさど丸の代替船といっても、将来の佐渡航路のあり方を左右する一隻となるというのは私も十分に認識しておりまして、そういった意味でこの1隻は将来20年、30年先の佐渡航路を左右する。今は、特急と普通の2つの航路形態を持っているようですけれども、ジェットフォイルがどうもつくれなくなるというようなことが懸念されるようで、そうすると特急がなくなるとすると、普通だけというのはなかなかということで、そういった意味で特別委員会としては急行なり、快速をとという提案をしたのだと思うのですが、今の委員会報告を見る限りでは余りはかばかしいご返事がなかったように思うので、そこらあたりのちょっと事情をもう少しご説明いただきたいなと思います。

そういう意味で列挙しておきましたが、特別委員会で取り上げた主要な論点は何だったのかということと、佐渡汽船を何度も参考人招致をして内容の点検なり、問題認識のすり合わせをしたようですので、どのようなことを佐渡汽船とお話し合いしたのか。

あと、今お聞きした限りでは、佐渡汽船と佐渡市で取り交わした当初議会に提案されたスキームと、スキームは要するに船を買ってあげるから運賃安くしろよという、単純にはそういうことですが、そのスキーム等の大枠、基本は全く変わっていないように感じられましたが、そういう理解でいいのかということも含めて、特に今回24年度予算に離島航路の船の建造費の事業費が3億4,300万計上されておりまして、これがいわゆるおおさど丸の代替船を建造するための足出しのお金になっているのだろうと思うので、私の理解としては、どんな船をつくるのか選ぶのは船主の勝手だというふうな言いざまをもし佐渡汽船がするならば、買ってあげる金を出すか出さないかは議会の権能だというふうに開き直ってもう少し再検討を促すというのも方法かなと思われましたので、そんなこと言えるのかどうかも含めてちょっと委員長のご見解をお聞きしたいのですが。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 田中議員もほとんどの委員会を傍聴されておりましたので、中身は十分承知をしているだろうと思いますが、今質疑通告に沿ったような形で説明をさせていただきます。

我々委員会の主要な論点ですけれども、やはり速度の問題を非常に重視をいたしました。そして、安いコストでの運航がどうしてもできるのかということに相当の時間を費やして汽船の関係者と議論をいたしました。報告書のとおり、非常に委員会としては満足のいくものではありませんでした。

それから、審査した内容ですけれども、今のようなことに包含されます。

それから、このスキームでありますけれども、やはり私どもは島民利用者がジェットフォイルの利用率が非常に伸びているということを見れば高速船を望んでいるということも理解できますので、そういう形での方法がとれないのかどうか。1、2というふうに連携しますけれども、そういうことで協議を進めました。

それから、4点の予算との関係ですけれども、きょうはこういう変則的な方法で報告をさせてもらっておるのもここに起因するわけですが、私どもは直接予算とのかかわりを持っていない委員会ですので、そのことについて言及は避けたいと思います。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

田中文夫君

○15番（田中文夫君） 私の記憶に間違いなければ、この航路問題特別委員会は、いろいろな設置の形態あるかと思いますが、市長要請ではなくて、議会が独自に問題意識を持って議会の肝いりでつくった委員会だったように承知しておるのですが、もしそれに間違いがなかったとすれば、少なくとも各党派等からそれなりに見識を持った人間を選出してこの特別委員会を構成させた。当然この委員会の持つ考え方というのは、ある意味では議会そのものの意見を代表するものだというふうに思いますし、当然その委員会の持った意見というのは、それなりの権能を持っているというふうに思うのですが、そういったことの私の認識に間違いがあるかどうかということを委員長にもう一回ただしいわけですが、その上で私の認識に間違いがなければ、少なくとも議会として佐渡汽船との協議の中で意見の一致を見なかったというのは、少なくとも議会の言い分がほとんどのごとく通らなかったというふうな印象を私持たせてもらったものですから、とすると、このままでいいのだろうか、このままつくりたいければ勝手に自分たちの考えで船をつくれよというところにまで譲歩するような形の決着でいいのかということについても一度お聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 今田中議員と同じ考え方、不満を委員会全体が持っております。この補助金という制度上、では船をつくるの、発注権限はどこにあるのかということになりますと、佐渡汽船ということになります。そこで、最後には佐渡汽船側が発注権はうちにあるのだと言って居直るような場面も実はありました。そういうことからして、この報告書の中で2枚目の中段の下側に私文言をつけ加えたのですけれども、この「現行船舶よりも船体、エンジン出力とも小さく、最盛期の輸送能力、冬期間の就航率の確保の観点からも疑問がある。また、運航要員の削減と全船員の個室化など、航路運賃の低廉化に直結するランニングコストの意識が著しく欠如しており、公金を利用して建造する船舶として、これらの事実は認めることはできない」というこの思いが委員会の全体の思いだというふうに理解をしていただきたい。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 委員長の今のご説明をお聞きして了解いたします。少なくとも各議員の皆様におかれましては、この委員長及び委員会を構成するメンバーが憤りを持って佐渡汽船の対応についておるといふことを十分承知の上、この一般会計予算に計上されているこの事業についての可否を判断していただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 以上で田中文夫君の質疑を終結いたします。

次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 質疑通告に基づいてお尋ねをいたします。

今回の報告の中に、具体的に「新潟県のみを意識する佐渡汽船経営者の姿勢には問題がある」という、私は非常に意味深い言葉だなというふうに読んだのですが、これは具体的にどのようなことを指すのか、お尋ねをいたしたいのが1点です。

2点目は、先ほどの田中議員と同じですが、従来船に比べて改善がなくて、そのことによって今後30年以上の将来を縛ることになるわけで、これは極めて重要な問題で、これから将来30年先ということですから、再検討が私は必要ではないかと思うのですが、その辺はどのように考えているか。

3点目、海上国道でもあります。報告書の中にもありますが、新潟県が半分近くの株を持っている筆頭株主の会社であります。県の財政支援を明確にさせていく、あるいは県の責任をきちんとさせていくことが島民の期待にこたえる航路になるというふうに考えるわけですが、その辺はどのような対応や協議をされたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 中川議員が疑問の点、私ども委員会としてもほぼ同じような疑問を持っております。この1点目の具体的な問題点、経営姿勢についてでありますけれども、代表権のある社長が委員会に出席していながら、そこで決断できない。県にお伺いをしてという、こういう姿勢を私どもは今のよう表現をしたわけでありまして。

あと、2、3については、私は中川議員が言われるのと同じ考え方です。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） ご承知のとおり、60億のうち21億円を佐渡市が持つわけで、先ほども言いましたが、国道に対する県の責任からいえば、本来県が持つて当たり前、県が持ったところになおかつ佐渡市が一定程度割合持てば安くもできるしということがおのずと考えられるわけなのですが、この間の県の社会資本整備総合交付金に対する態度を見ると、とにかく佐渡市がやれというようなだけでありました。今ほど委員長のお話を伺いますと、県にお伺いしてということは、結局その業者と県は合点ぐるみでやっているというふうに私はとったのですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 合点ぐるみかどうかは別にしまして、やはり雇われ社長でしょうね、結果的には県の顔色を見なければ何もできないというふうに私どもは受け取っておりました。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） だとすれば、この報告書の中にも県の責任についてもそれなりに触れられているわけではありますが、私はもっと新潟県の姿勢を厳しく糾弾するぐらいの報告書であってよかったのではないかというふうに思うのですが、その辺はどのように考えているのか、最後に聞いておきます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 実は、私のつくった原案はもっともっと厳しいものでありましたが、委員の方々がそれぞれ良識を持ち合わせておったものですから、こういう文言になりました。

○議長（金光英晴君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

次に、村川四郎君の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 航路問題について質疑させていただきます。今までのお二人のような格調高い質疑ではなくて、出た結果に対してちょっとお聞きしたいと思います。

まず、運航時間の「短縮に前向きな回答を得た」とあり、2時間20分を確約するというふうに書かれていますけれども、これはいつからのことなのかということと、次に国の交付金39億についてのその相当額について航路全体の利用者に還元するとありますけれども、これは何%の割引になる予定でしょうか。

次に、佐渡市の負担の21億の補助金について佐渡島民限定とありますけれども、その割引、パーセンテージは幾らぐらいになるのでしょうか。

4番目に、現在の既存の往復割引について佐渡汽船から50%の確約を得たと書かれていますけれども、これはいつから実施されるのでしょうか。

最後に、小木・直江津航路、赤泊・寺泊航路について見直しを行い、経営改善を図るべきとありますけれども、具体策は議論されたのでしょうか。

以上、5点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 1番目の2時間20分という時間短縮ですが、これも当初は2時間30分を譲れないということでの議論が続きました。特に10分削ることで年間3,200万ぐらい経費が出てくるのではないのかというようなことも縦になかなか譲歩しませんでしたけれども、委員会のこれ粘りといいますか、最後にこんなことでは予算もこれ通らないよというような厳しいやりとりがありました。そんな中で本設計に向けて準備をするということで、私は10分短縮で来るのだらうというふうに思っております。しかし、これは先ほども言いましたけれども、発注権限、佐渡汽船だそうですので、だるまさんにならざるを得ないところもあるのかなというような感じでおります。

それから、この割引の制度ですけれども、いわゆる国の持ち分については県も非常に議論を何かしておるようでして、なかなかそこは我々が踏み込む余地のないとか、なかなか踏み込めないところでありましたが、佐渡市の持ち分については全額島発に振り向けるということ。それから、3割を5割にするという割引率でありますけれども、これは私ども委員会としては4月からの実施だろうと思っております。というのは、3月の株主総会を経て発表したいという意思が佐渡汽船にはあるようです。それ以上のことは、今のところ私どもちょっと予測以外ないので、そういう方向だというふうには私は見ております。

それから、寺泊、直江津については、これは指定航路という関係上、佐渡汽船がやらざるを得ないし、その中でまだどういう方向で改善するのかということは具体的には出ておりません。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） もう少し確定的な議論が出されて、何月何日からとか何%というものが出るかと思ったのですけれども、ちょっと玉虫色の答えでがっかりしましたのですけれども、先ほど田中議員も言っていましたけれども、このスピードアップ化に関しては、現在は高速カーフェリーというのがあちらこちらの離島で取り入れて走っているわけなのですけれども、小木航路に関しても一部の関係者がオーストラリアに視察に行ったりとか、それからこの委員会でもたしか函館にとまっている「ナッチャン」を見に行こうという話も出たとも聞きます。もし取り入れられるものなら、この高速化についても議論をしてほしかったのですけれども、「カタマラン」とか「トリマラン」とか、車も載って高速で走るということで、非常に夢のある船なのですけれども、こういうものについての議論というのはなかったのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 今村川議員が言われるようなことは、非常に長い時間、そしていろいろな資料をもとに議論は重ねました。しかしながら、私が報告書の中で佐渡汽船の経営姿勢に問題があると言ったのはそういうところでして、佐渡汽船自体が利用者が望む方向に背を向けているというふうには私ども委員会全体が感じております。私は、佐渡汽船の経営者に最大の問題があるだろうと思っています。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 13回委員会やられまして、ご苦労さまですけれども、13回ですと、1回ぐらいは夢のある委員会、もう一度ぐらいはちょっともう少し前を向いた議論といいますか、実はちょうどきょうの新潟日報の1面なのですけれども、2014年、ちょうど北陸新幹線開業年度なのですけれども、この年に4月から6月を対象にJR6社の全国の観光地の魅力を発信するデスティネーションキャンペーンに新潟県が選ばれたということが載っております。それで、これは2014年ですけれども、プレイベントとして来年ですけれども、2013年、キャンペーン期間の3カ月以外にも前年の4月から6月にプレキャンペーンということでこのデスティネーションのプレイベントが行われるということで、これによって上越地区に誘客がかなり来るのではないかとということで、我々小木に住んでいる人にすれば直江津からが表玄関になるという可能性がもうそこまで来ているということで、現にこれでも新潟・両津が当然上越新幹線が減って、北陸新幹線経由で佐渡に入る人もふえるという予測もあるのですけれども、そういうことで直江津・小木

航路、寺泊・赤泊航路についてももう少し具体的なその議論はされなかったのかとお聞きして終わらせていただきます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

祝航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（祝 優雄君） 先ほども申し上げたように、時間をかけて相当のボリュームの議論を実はいたしました。ただ、ここに明記をするような場面ではありませんので、そのことについては触れておりませんが、将来に向けても非常に突っ込んだ議論を実はいたしました。ただ、佐渡汽船側が今度の新しい船をつくるに当たっても、1航路当たりの単価も算出できないような状況なのです。そういう報告もできないような状況の中で、これ以上本当にこの人たちと議論していいのかなという感じも私どもは持ちました。そういうことから、非常に私どもの気持ちの中も生煮えでこの報告をしなければならないということで非常に残念に思っておりますが、いろいろな場面で議論されたこともまた各委員から出てくると思いますので、そのときに村川議員の言われるような思いが伝わるのではないかというふうに思います。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 以上で村川四郎君の質疑を終結いたします。

これで航路問題特別委員会の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。航路問題特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、航路問題特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

日程第6 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号、議案第13号、議案第15号から議案第17号、議案第35号、議案第41号、議案第44号から議案第47号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第3号から議案第5号、議案第36号から議案第38号、議案第42号、議案第43号、議案第48号、議案第53号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第6号から議案第12号、議案第20号から議案第22号、議案第39号、議案第40号、議案第49号

○議長（金光英晴君） 日程第6、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、畑野財産区において議会制が廃止されたことに伴い畑野財産区特別会計を廃止するため、佐渡市特別会計条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員のうち、国際交流員及び外国語指導助手の報酬を改定するため、また、地区公民館副館長及び青少年育成センター指導委員の廃止に伴い当該報酬額の規定を削除するため、佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育法の一部改正による公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、図書館法の一部改正による図書館協議会の委員の任命の基準及び博物館法の一部改正による博物館協議会の委員の任命の基準を条例に規定するため、佐渡市公民館条例、佐渡市図書館条例及び佐渡市博物館条例についてそれぞれ一部改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市青少年育成センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市における青少年健全育成のための組織の統一を図り、市内各地区で組織する青少年健全育成協議会の相互の連携を図るために、両津地区において青少年健全育成協議会の組織を新設したことに伴い、佐渡市青少年育成センター条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、危険物の規制に関する政令等の改正が行われたことにより、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料を設けるため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ487億円とするものであり、骨格予算として予算編成されたものであります。なお、合併特例債事業の増額により、平成23年度当初予算に比べ23億円、率にして5%の増となるものであります。歳入では、市税収入が落ち込む中で、地方交付税の総額確保を受けて地方交付税などを予算計上するものであります。主な費目別構成状況は市税52億1,580万1,000円、地方交付税209億円、市債106億6,770万円などであり、一方、歳出では、人件費、公債費等の義務的経費の抑制を図り、合併特例債事業を確保したのとなっており、主な目的別構成は、総務費72億3,548万5,000円、民生費92億5,666万5,000円、教育費87億8,043万円、公債費71億9,379万2,000円などであり、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。(総務文教常任委員会)。1、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、生活交通確保対策事業2億5,810万円について。昨年、開設された新佐渡総合病院については、現行バス路線の利用者において停留所等について利便性を欠いているものとなっている。よって周辺道路整備と合わせて早急に対策を講ずること。2、2款総務費、1項総務管理費、17目支所庁舎等建設費、相川支所・相川消防署庁舎等建設事業3億6,181万7,000円について。本事業については昨年の東日本大震災以前に計画されたものではあるが、建設用地が海岸の至近に予定されているものであり、防災、災害対策の拠点となるべき相川支所、相川消防署庁舎が津波等の被害をいち早く受けることになる。市民の利便性や相川地区の地形等を考慮せざるを得ないとはいえ、東日本大震災の教訓から見ても、建設予定地としては著しく不適當と言わざるを得ない。よって建設場所について再考を求める。3、10款教育費、5項社会教育費、4目図書館費、図書館施設管理事業3,081万9,000円について。現在の中央図書館については、駐車場について著しく利便性を欠いているものである。さらに中央図書館の新設についてはいまだ方向性が示されていない。よって、施設内容及び駐車場用地を含む建設位置について、近隣施設の利活用も含め早急に具体化すべきである。4、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、財団運営経費負担金3,812万8,000円について。スポーツ財団は、その設立の折に市職員の派遣について条例で認めたところではあるが、その運営について人件費を全額補助金で賄っていることは誠に遺憾であり問題である。早急に一般財団法人として運営ができるよう強く指導を行うべきである。(市民厚生常任委員会)。1、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、軽度生活援助事業委託料10万円について。軽度生活援助事業は、高齢者を対象に日常生活上の軽度な作業(草刈り、雪かき等)の支援を実施するものであるが、当市における高齢化の実態に鑑み、大幅に拡充されるよう強く求める。2、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、臨時職員賃金40万5,000円について。本経費は、特別養護老人ホームの待機者等に関する実態調査の実施に要する臨時職員賃金であるが、当該調査は可及的速やかに実施し、その結果を議会へ報告するとともに、施策に確実に反映させるよう強く求める。3、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、相川保育施設等整備事業2億8,169万8,000円について。(1)、本事業は、佐渡会館の跡地を建設地としているものであるが、当該地は海岸線の至近に位置していることから、当委員会としては、大津波の襲来について危惧するものである。有史以来の天変地異であった東日本大震災を体験した今日、大川小学校の悲劇を例に挙げるまでもなく、市は、公共施設の建設地又は防災対策について抜本的な見直しを行うべきであり、これを怠ることは、市民の生存権に対する責務を放棄するものである。よって、市は、本事業の建設地または防災対策について再検討し、新市長のもと、代替案を速やかに策定し、議会へ提示すべきである。(2)、佐渡会館の施設解体工事として2億4,000万円を計上しているが、アスベストの撤去を考慮しても高額である。予定価格の決定に当たり、慎重に精査されたい。

議案第41号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,480万円とするものであります。歳入では、負担金及び使用料1億1,915万9,000円、一般会計繰入金1億3,343万8,000円などを計上し、歳出では、人件費、事務費等に5,974万6,000円、番組制作費に3,942万8,000円、施設管理費及び整備費に7,522万3,000円などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当該事業の運営については、歳入総額のうち1億3,343万8,000円が一般会計繰入金で、その割合は50%を超過している。市財政の厳しい状況を踏まえ、早急に事業内容を精査し、可及的速やかに指定管理等への移行を図るべきである。

議案第44号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43万円とするものであります。歳入では、基金繰入金及び財産収入などを計上し、歳出では、管理会費及び総務管理費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ759万4,000円とするものであります。歳入では、受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などを計上し、歳出では、造林事業費及び管理会費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,024万8,000円とするものであります。歳入では、受託事業収入及び財産収入などを計上し、歳出では、造林事業費及び財産管理費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市真野財産区特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ530万3,000円とするものであります。歳入では、受託事業収入及び財産収入などを計上し、歳出では、造林事業費及び管理会費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について質疑に入ります。

田中文夫君の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 平成24年度佐渡市一般会計予算について質疑いたします。

委員長報告の前ぶりにもあるとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ487億円とする骨格予算として編成されたものであるというご紹介がされておりますが、本来投資的な経費というのは骨格予算に計上しないものではないかというふうに思うのですが、継続事業ということで投資的経費が133億4,300万、前年比と比べても18億5,100万円、16%の増となって組み込まれてしまっております。結果、骨格予算なのに前年度予算よりも23億円も膨張した異常なものになっておりますが、この点について異常を指摘し、見直しを求める意見はなかったのかについてお伺いいたします。

2点目は、その普通建設事業のうちの新規に施設等建設するもの、例を総文の所管内で言えば相川支所や相川消防署庁舎等ですし、市民厚生で言えば相川保育園などのことですけれども、東日本大震災の教訓が生かされているとは思えないというご意見がついておるようですが、その他の事業についてもその教訓が生かされていないのではないかとこのように懸念を持つのですが、その施設等の立地や耐震あるいは対津波についての内容について精査をなされたのかどうか、あるいは精査した結果として再検討を求めたような例があるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員の質疑にお答えを申し上げます。

まず、骨格予算の関係であります。確かに骨格予算とはいえ、前年度予算に対しておよそ先ほど申し上げたように5%の増という、これは肥大なものであると、こういう認識は持っているところであります。しかしながら、その内容においては学校建設を始めとした合併特例債事業によるものや必要不可欠な普通建設事業の継続実施を確保している点など、ある意味では低迷する地域経済への配慮が見受けられるものだと、このように考えているところであります。このようなことから、24年度一般会計予算の総額が今ほど申し上げたように膨張していることは確かであり、委員会審査においては個々の事業予算等について削減並びに見直し等求める指摘や意見はなかったのであります。

それから、2点目の相川支所、消防署等に対する東日本大震災の経験が生かされているのかと、こういうご質疑がありますが、相川支所、相川消防署庁舎の建設については東日本大震災発生以前に計画されたものであるとはいえ、その予定地が海岸に至近の位置にあることは事実であります。特に津南の影響を真っ先に受けるおそれがあることは明らかであります。委員会の審査においては、執行部から相川地区の市民の利便性や消防、救急の出勤体制等を考慮して当該地区の地理的条件を十分検討した上で決定したものであるとの説明がされましたが、防災、災害対策の観点から大きな懸念があり、建設予定地としては不適當であるという意見が多くを占めたところであります。人々のさきの大震災を教訓とした委員会としての建設予定地についての再考することを強く求めて、意見にも指摘をしたとおりであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

田中中文夫君。

○15番（田中中文夫君） 一般質問でも私懸念を表明しましたし、どうも骨格予算という一声を聞いただけで議会全体が、ではこれは市長のはなむけに形式的に通しておいてあげればいいや、勝負は新市長が出した補正でというふうな、そんな雰囲気を感じられたものですから、総務文教委員会には事前に、審査前に質疑をお示ししましたよね。その私がお出した質疑について、当然財政方から回答も聞き、それについての質疑、意見もあったと思うのですが、どんな意見がありましたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員にお答えしますが、先ほども答弁をいたしました。骨格予算について本来は田中議員のように暫定予算にすべきだというような意見も議論がされた経緯はありますが、暫定予算と骨格予算は性格が違うだろうと、こういうように私ども認識をいたしております。したがって、今回については骨格予算で事業実施をしていきたいという、そういう提案に対して全体的には了としたものでありまして、細かく今田中議員が指摘するような格好での細かい削減見直しの議論、こういうものは委員会としてはいたしませんでした。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中中文夫君。

○15番（田中文夫君） 通常骨格予算というのは、義務的な経費にプラス継続事業程度で抑えておくというのが本旨ですよね。ただ、継続事業とはいっても、私3月末の最後の補正予算のときにも繰越明許費の多さ、継続費の年度をわたっての組み替え、額の変動等を含めて、これは今回の骨格予算とは別建てではあるけれども、この骨格予算に上乘せした形で24年度実施されなければならないものだという指摘もしました。ですから、膨張度は23億どころの話ではないのです。実際に執行しなければならないものは。と同時に、継続事業だからといって少なくとも行政の事業については行革の観点からPDCAサイクルに基づく事業審査というのをきちんとやりなさいと。ましてや骨格予算ですから、継続事業についてその事業の継続性を認めたにしても、その予算内容が前年度どおりでいいだとかということであってはいかぬ。ましてや骨格ですから、当然縮減して出していくという、その点のチェックなしにしてこの予算を認めるなどということは、私はあってはいけないことだというふうに考えるわけですが、それについてどのようにお答えいただけますか。少なくとも委員会では賛成多数というふうに報告されておりますので、反対意見も当然あったというふうに思われますので、その反対意見を開陳していただきながら、どのように私の質疑に答えていただけるかということをお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員の質疑に沿うような答弁になりませんが、反対意見については私が先ほどから申し上げているように、特に相川地区におけるような海岸地域における公共施設の建設等については、これは問題であるというような意味合いでの反対がありました。ですが、その他今いろいろ言われた部分についてのそういう田中議員がおっしゃるような格好での削減見直しと、こういう議論は委員会としてはありませんでした。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 以上で田中文夫君の質疑を終結いたします。

次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 質疑通告に基づいて、平成24年度佐渡市一般会計当初予算についてお尋ねをいたします。

1番目であります。先ほど航路の特別委員会のほうからも報告もありましたが、離島航路船舶建造事業の補助金3億4,300万円、実情、今年度から大きな予算が投入されるわけですが、骨格予算という角度から見てもこれは問題なかったのか、あるいは先ほどの特別委員会、30年の佐渡の将来を拘束するというようなこともあります。当初予算として総務文教常任委員会としてはどのようなことが議論されたのか、意見にはなかったのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

2点目、両津港埠頭地区の開発事業、いわゆる北埠頭の開発事業についてであります。これは4億9,830万円ですが、この事業は総事業費約12.5億円のうち、平成23年度は8,000万円使ったのみです。これも事実上、これから始まる事業であります。先ほども田中議員のほうからもお話がありましたし、委員長のほうもあったと思うのですが、もともと合併特例債の期限が切れるので、急いでやってきたというこの間の経過があります。そういう意味では、私総務文教常任委員でないで、わからぬのですが、事業その

ものの中身の問題もあるのではないかというふうに思うのですが、その辺についてお答えを願いたいと思います。

3点目であります。3.11東日本大震災から1年であります。今年度予算で一番強調されなければならないのは、防災をどうするかということでありまして、今年度予算にのっている防災対策費は9億8,313万円です。昨年よりも確かに増額はされているのでありますが、その中身の88%は緊急情報伝達システム、いわゆるラジオみたいなのを各家庭に配るというやつですが、これが8億6,410万円です。この情報伝達システムについては、3.11前から計画をしていたものでありまして、そういう意味では十分な中身となっているのか。また、防災対策全般として人事体制、組織体制の充実、問題ないのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

4点目、先ほど田中議員のほうからもお話がありましたが、相川の支所と消防庁舎を一番最初に津波の来るところに出す。先ほどの答弁ですと、不適当な意見というふうにあったわけですが、例えば予算通るということになる、ルール上はこの予算で走るということになるわけでありまして、仮にその場所を変えようということになれば、適地を探す、あるいは地質が大丈夫なのかということでも予算そのものも私変わってくるというふうに思うわけで、これは認めるべきではないのだというふうに思うのですが、総務文教常任委員会のご意見をお尋ねをしておきます。

5点目、先ほどの緊急情報システムの8億6,410万円ですが、これ同じですね。これは誤植でした。済みません。

次に、5番目、産業建設常任委員会に聞くこととなります。いつもですと、当初予算に意見がついていないなどということは私はないというふうに思っていたのですが、今回一つも意見がないというのは非常にびっくりしたのでありますが、私の関心のあるところで、トキふれあい施設事業についてお尋ねをしておきたいと思っております。全体のトキ推進費1億561万円中、2割を占めるこのトキふれあい施設事業であります。これについて何ら指摘がありません。具体的には、どのような審査をしたのか。また、22年度から取り組んできた事業であります。最終的な総事業額と今後の収支の状況及び見通しについてお尋ねをしておきたいと思っております。

最後に、7点目です。地震災害対策として改正耐震促進法は、公共建築物や住宅などの10年間目標を告示しております。補助制度も充実しておりますし、こんな状況の中で年間3軒のみの家屋の耐震化というのは、これは極めて問題ではなからうか。少なくとも3.11から1年ですから、それなりの目標を立てて取り組むべきというのが行政の仕事だと思っております。その辺はどのような意見だったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員の質疑にお答えをいたしたいと思っております。

離島航路船舶建造事業の関係であります。本予算はおおさど丸代替船の本体の一部を建造するための予算であります。船舶建造にかかわる事業内容の詳細については、さきに行われた航路特別委員会調査報告のとおりであると存じております。当委員会審査の過程において、佐渡汽船の大株主である新潟県に対し、船舶建造に直接的財政支援を強く求めるべきだとの意見はありましたが、特に本委員会として中川

議員がおっしゃる当該予算についての特別な指摘はありませんでした。

それから、2点目の両津港埠頭地区開発事業の関係であります。本事業は昨年末、本委員会において閉会中の審査も行い、施設そのものや完成後の運営方法、さらには費用対効果も含めて議論がなされた経過があります。その意見を踏まえて当初計画に変更を生じたことから、事業完了についても1年遅れているのが現状であります。地域経済への影響等を考えた場合、早期に完成したほうがよいとの判断から、事業実施について特に指摘することは委員会としてはありませんでした。なお、これは議論の中で出てきたものであります。中川議員の指摘ではありませんが、施設に併設される緑地広場については観光シーズン等においては佐渡汽船利用者の駐車場として利活用を考えるべきだと、このような意見は交わされたところでもあります。

それから、防災対策費の関係であります。防災対策については現時点ではすべての災害に対応できるよう各種の方策、事業を用いて最良の体制を目指していると、このように私どもは理解いたしておりますが、今回整備される緊急情報伝達システムについては双方向システムを検討した経緯はありますが、結果として指摘のように片方通信となっているため現状の状況が把握できないという問題点はありますが、その対応については防災行政無線を各地区に常設して対応する方向であるとの説明が執行部からされたところでもあります。また、コミュニティーFMについても具体的に検討を行っているということでありましたが、佐渡の地形的な問題等も含めて実施は困難であると判断したと、こういうことも聞いたところでもあります。しかしながら、消防、救急デジタル無線化整備事業も含めて総合的に防災、減災対策について体制をつくり上げていくものと見受けられることから、特に強く指摘をし、意見するには至らなかったと、こういう委員会の状況であります。

さらに、4点目に相川支所、消防署庁舎の関係のことでもあります。これは、恐縮ですが、先ほど田中議員にお答えしたとおり、建設予定地については大震災の教訓を生かすべく強く再考を求めたところでもあります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 中村産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長（中村剛一君） それでは、中川議員の質疑にお答えしたいと思います。

トキのふれあい施設の最終的な総事業額と今後の収支状況ということをお聞きになっておられますけれども、中川議員からは既に質疑通告が委員会に対して出ておまして、そのことについては書面で答えておりますけれども、再度申し上げます。総事業費は3億3,801万2,000円でございます。それから、収支状況のことについてですけれども、これは委員会の中でも議論のあったところでございますが、執行部のほうはまだ入場料も決定をしていないという状況があって、今後1年かけてきちんとした収支計画を立てていくという話がございました。ちなみに、施設がオープンするのは25年度の当初という時期まで、トキの近似種の飼育を重ねていって、様子を見ながら25年オープンということになりますので、そういうことで了承しております。

それから、耐震の件ですけれども、年間3軒の262万円は少な過ぎるのではないかとご指摘だろうと思います。これについては、これも質疑が中川議員から出ておまして、その段階で説明があった状況では、平成20年度から既に始まっているわけですが、毎年調査軒数、それから改修軒数も1軒ずつという

ような状況が続いております。そういうことも含めて3軒を見積もれば何とか対応できるのではないかと。それから、要望が多い場合には補正で対応したいという説明があったり承されたものでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 両方から責められていますが、両方がいるので、せっかくだから、確認だけしておきたいと思います。そうすると、両津地区のいわゆる北埠頭地区開発事業については総務文教常任委員会の意見が十分反映されているので、総務文教常任委員会としては問題なしという判断をしたというふうに理解していいのか確認をしておきたいのが1点。

もう一点は、緊急情報伝達システムです。私業界誌を読みましたら、3.11以降双方向の端末を各企業が競ってつくっているのです。結構安いもの、新しいものを開発している。結果的に8億かけるのだけれども、さっきの船の問題ではないのだけれども、新しい船入れるのだけれども、時代は変わっている、すぐ行きかねないという状況の中で、もちろん急ぐ必要はあるのだけれども、その辺の状況はきちんと確認されたのか、お尋ねをしておきたい。

あと、ではもう一点、耐震化の関係ですが、委員長、この3軒、262万円で市のやる気があるというふうに判断をしたのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員にお答えをいたします。

先ほどお答えをしたことではありますが、総務文教常任委員会としては今までさまざまな議論がされてきました。それで、結果としてこの施設については了解をして事業を進めると、こういう前提でありますので、改めてもとへ返るような議論はありませんでした。したがって、総務文教常任委員会としてはこの事業を了としたかどうかといえば、了としたと、こういうことであります。

それから、防災対策の関係については、先ほどもご答弁申し上げましたが、双方向システムについても検討はされました。これについては、経費等もちろん考えられての結論であります。片方通信として開発をし、そのある面では補正対策として防災行政無線等を各地に常設して対応すると、こういうようなことで何とか現状を乗り切りたいと、こういう説明であったと、こういうふうに理解をいたしているところであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 中村産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長（中村剛一君） 計画軒数が3軒、262万円でやる気があるというふうに判断したのかということでございますけれども、やる気があるかどうかはわかりませんが、この数値は過去20年度、21年度、22年度、23年度の経過から見れば、申し上げますけれども、20年度が診断1軒の改修1軒、21年度が診断2軒の改修1軒、22年度が診断1軒の改修1軒、23年度が見込みになりますけれども、診断1軒の改修ゼロ軒ということを考えれば、これは3軒という数字は、それは100軒、200軒のせるのがいいということには違いないでしょうけれども、この数字でカバーできる数字、今までの状況から見ればカバーで

きる数字だということで委員会としては了としたものだろうと、特に意見をつける必要なしということになりました。

○議長（金光英晴君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

次に、村川四郎君の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 10款教育費、図書館施設管理事業について質疑をさせていただきます。

意見がついておりまして、駐車場の拡張整備の議論、それから中央図書館の新設についても指摘されております。これらの議論は、もう少し具体的にどこまでされたのか、教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 村川議員にお答えをいたします。意見を付したところでありますが、それを多少補正するような意で答弁をいたしたいと思えます。

委員会審査においては、現在の中央図書館の駐車場について利便性を欠いているという点及び新佐渡総合病院を含む周辺道路との関連における議論はあったものの、図書館の建設場所や施設の内容についてまでは具体的に踏み込んで議論は行っていないものであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 中央図書館の新設に関しての具体的な議論は行っていないということで少し残念なのですけれども、実は今回の一般質問でも私が取り上げたのですけれども、市長は中央図書館の充実、確かにそのとおりでございまして、これやり残しているわけですが、次の施策を待ちたいというふうに思いますということで、市長としても新しく建てなければいけないと思っていながら、やり残したというふうに残念がられております。総務大臣をやられました元鳥取県知事の片山さんというか、片山先生は、中央図書館というのはその自治体の文化、知的レベルのシンボルであるということで、今の現在の図書館は非常にそういう面では金井町のときからのものであるし、駐車場も先ほどの指摘のように非常に狭いし、まして新佐渡総合病院ができたので、非常に使いにくい状態にもなっています。ぜひこれを委員会の中で具体的に、例えば佐和田のここも場所があいていますし、畑野とか真野の行政サービスセンターなんかでもありますので、そういう議論をしてほしかったのですけれども、残念ながらならないということですので、次の議会の人たちへゆだねたいと思えます。答弁いいです。

○議長（金光英晴君） 以上で村川四郎君の質疑を終結いたします。

これで議案第35号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について討論に入ります。

まず、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） 新生クラブの田中文夫君です。市議会議員8年間の有終の美を飾るべく登壇いたしま

した。先ほどの質疑を通して私の意見はかなり明確に皆様に伝わったと思いますので、私が反対討論するだろうということは予測のうちだったと思いますが、当然のごとく賢明なる議員諸兄でございますから、私の反対討論を聞くまでもなく、もう賛成、反対の態度は決めていらっしゃるのだろうと思います。そこで、私の討論はなぜこの予算が否決されるべきかを市民に明らかにするために行います。私の討論に納得なされた市民の方々は、採否のときにだれが起立したかを覚えておいてください。4月1日から始まる経過の中で、その覚えていた記憶をよみがえらせていただきたいと思います。

本予算は、高野市長が退陣することで新市長が掲げた政策を実行しやすいようにと行政の継続性だけを担保した骨格予算として提示されたものであります。当然高野市長の政策経費だとか新規事業などは削除されて、予算に伴う施政方針も行われませんでした。これを受けた議会の反応は明快であります。慎重審査するに値しないという雰囲気です。骨格予算ならば、四の五の言わずに通すしかないな。高野市長の政治的意思も責任もない予算に対して代表質問なんていうことができるかと。口ぶり寒いと。継続事業だけならば、多少の増減あっても想定内だと。手間暇かけるだけ無駄だと。それよりも選挙準備に力を入れたほうがこの際さといなど。勝負は、新市長と交える6月議会だと、こんな雰囲気でありました。

ところで、なぜ審査にも値しないものを取り下げさせるなり、否決しないのでしょうか。骨格予算だからというのが答えにもならない答えでしょうか。政治的な信義則でもそれともあるのでしょうか。私がここに立っているのは、本予算は骨格予算ではないと考えるからです。高野市政第3期の予算として編成されたものの、高野市長の退陣表明によって絵にかいたもちになってしまった予算であります。政治的な意思と責任が宿っていない死に体の予算であります。ひいき目に見れば、画竜点睛を欠いたままほうり出された予算です。しかし、うがった見方をすれば、骨格予算を詐称することで議会の必要な審査を逃れる方便だ、方策だとも解せます。私は、議会の雰囲気や対応をまさに見切った戦術に思えます。これで可決でもされれば、見事に高野市長の術中にはまったこととなります。愚弄されて黙っているのは議会がすたるといことになりませんか。

簡潔に本予算が骨格予算ではないという理由を述べます。1、施設管理費等の経常経費が計上されている。骨格予算は、政策経費や新規事業は新市長にゆだね、人件費や公債費等の義務的経費の計上にとどめるのが原則だという説明を財務課長もしております。継続事業については、第1・四半期の空白を回避する程度にとどめるのが業界に対するマナーでしょう。まず、経常経費が盛られた段階で予算は骨格予算から標準予算へと質的な変化を遂げておるのであります。それを骨格予算と言い切って各常任委員会の審査にゆだねたわけであります。

その1、前年度当初予算よりも多い。前年度464億円に対して23億円増の487億円となっている。前年度も肥満症に陥っていると批判した膨張予算でありました。ところが、その前年度予算よりも膨張した予算が骨格だけとは笑止のさたであります。狂気のさたかな、それとも。財政のことを知らない子供だって、でぶとがらの違いぐらいわかります。それをがらと称しておるわけであります。

その1、投資的経費が異常に高い。予算の27.5%、133億4,300万、前年度より18億5,100万円、16.1%の増額であります。投資的経費は、通常骨格予算には計上されないものであります。それが継続事業だからという名目で盛り込まれております。しかも、その3分の2は合併特例債事業で、何と24年度予算で継続費として複数年にわたって計上されたものであります。24年度の拘束だけではないのであります。来年

度も拘束する予算を継続費として計上しているのであります。ちなみに、投資的経費とは社会資本を整備して、将来にわたって市民の便益に供する費用であります。既にやめる市長が将来性を云々するような内容を盛り込んだ予算を出すのは言語道断ということで、複数年にわたる継続費が盛られているというこの以上の4点が骨格予算にはなじまない、骨格予算ではないという証左であると思います。

次に、加えて本予算に欠落している視点を指摘しておきます。東日本大震災の教訓が生かされていないということでもあります。東日本は離島でないというだけで、過疎、高齢少子化は佐渡に追随する勢いで進行しておりました。大震災がなくとも佐渡と同様の問題を抱え込んで四苦八苦するのは時間の問題、どのような四苦八苦をするかは我々先輩だからよくわかるというような状態でありました。ところが、不幸なことに東日本は今年の3.11で佐渡の10年後にけ飛ばされてしまいました。タイムワープして、今は見る影もない無残なありさまであります。復旧、復興のかけ声は勇ましくとも、遅々として将来ビジョンが描けない。将来を託すべき担い手、後継者がいない。佐渡の10年後を見ているようで心は重い。であるからこそ、佐渡市は東日本と連帯しつつ、シビアに東日本の現実と復旧、復興の歩みを見詰めなければなりません。東日本の苦労も、難問解決の知恵も、生き残るための厳しい選択も、すべてが佐渡市があした直面せねばならぬ事柄であります。幸か不幸か、東日本大震災のため合併特例債の執行期間が5年延長されました。新市建設のために与えられた佐渡市への優遇措置であります。今まで高野市政によって用いられた新市建設分はさておいても、24年度予算に盛られた継続費や新施設等建設事業は東日本大震災対応に組み直すべきであります。ゼロからの出発を余儀なくされている地域と住民にはまことに申しわけありませんけれども、大震災を教訓とした佐渡市建設に取り組むまだ時宜を失したわけでも、合併特例債がなくなったわけでもありません。新市長のもと進行中のものと残余150億円で高野市政とは全く異なった新市建設に着手せねばなりません。そのためには、骨格予算を詐称した高野市政が残したこのご遺体は速やかに処分し、すなわち否決せねばなりません。私の後に登場する世代交代を標榜する長老議員は、あえてギロチン台に立つ覚悟で準備しておられるようではありますが、高野市長ともども引退への花道を用意してさしあげたい、それが敬老の精神だというふうに私は考えます。

以上、本予算に反対の討論を終わります。本予算に賛成の方は起立です。市民注視の的にならぬよう老婆心ながら賢明なご判断をなさるようご忠告を申し上げます。長老の引導は、長老の後輩である中川直美議員に託します。

以上、終わりです。

○議長（金光英晴君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔26番 加賀博昭君登壇〕

○26番（加賀博昭君） 加賀博昭でございます。テレビをごらんの皆様にはわかりにくいと思いますが、当初予算に対する反対討論者が2人おります。その場合、賛成討論がないと、あとの1人は発言ができないことになっております。したがって、私が賛成討論をすることで2人が反対討論ができるわけでございます。次期選挙で当選するかどうかわからない今の28人の議員の中からはぜひ発言をしたいという人がおるわけですから、大長老としてはその討論を保証してあげる、これもまた議会の人情であろうと、こういうことで賛成討論をしますが、もう一点は反対討論者の事前通告を見て討論の中身に問題があり、今後の議会

の発展のために指摘をするのも大事なことだろうと思って賛成討論をするものでございます。

高野市政は、弱点だらけの市政でございました。根幹に問題だらけでございますから、これから触れますが、大変なぼかやっておるわけでございます。ところが、この高野市政を継承するという、まことに許しがたい政治情勢が生まれたから、何たって40年の歴史を持つ加賀博昭がこのままにしておいてはならぬということで今若い予定候補を立てて展開をしておるわけでございますが、今市民の皆さんの間には、そうだ、加賀の言うとおりでなという動きが出てまいっておりますが、反対討論者の提案された予算を否決して、高野市長を裸にして外にほうり出せの論旨はいささか乱暴過ぎるだろう。具体的に言えば、両津の北埠頭再開発の4億9,380万円の継続費を見直し、否決して新市長のもとで予算編成をすべきだと言っておる。忘れてもらっては困る。この予算は、23年度補正予算で議決したものでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） あそこに声出しておるのが1人反対討論をやると。また、今度の予算は骨格予算と言いながら、高野市政の膨張予算だと批判しながら、通告の内容たるや耐震、津波対策がないと相矛盾する質問になっておる。違いますか。反対討論をするのであれば、反対討論の論旨は一切の条件をつけないで骨格予算でないから否決しましょう、こう言えばおれは田中と一緒に賛成できるのだ。君が言っておることと通告は違うではないかということを指摘しておる。賛成討論というのは、こういうやり方があるのだということをおのこの際よく覚えておいてほしい。

また、この後反対討論に立つ中川直美議員も骨格予算と称しているが、現市長のもとでやらなければならないことをやっていないと、消防署建設、保育園建設がないと批判している。違いますか。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） 本当か。まさに田中議員と同じ発想である。市議員というのは、だめなものはだめだ、骨格予算でなければだめだとすかっと言えない討論は反対討論に値しない。

さらに、質疑で明らかになったことであるので、我が産業建設常任委員会にトキふれあい施設について指摘がないと批判しておる。この件については、共産党は繰り返しばかなことを言っておる。ここに証拠がある。いいですか。中村良夫君なんか私の地域歩いてこのことを言った。だから、市民が私に本当のところはどうだと言うから、この資料を見せてやってほしい。このトキふれあい施設の予算の内容は、国の補助事業で3,530万円の国費、合特債は時効完遂で150億返さなければならない。その合特債を2億1,830万、トキ基金6,925万。では、一般会計から出すお金幾らか。1,926万4,000円ではないか。それでどうして僻地の支所やそういうものが助けられるのか。こんなわけのわからぬことを言って市民を愚弄してごまかしておる。この際だから、市民の皆さん、よく聞いておいてください。こういうふうに私は具体的に反対討論というなら、だめなものはだめだ、こう言って皆さんに賛否を促し、これが本当の意味での討論だということをおのこの際もう一度声高に申し上げまして、賛成討論といたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） おまえらの通告がおかしい。

○議長（金光英晴君） 次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。平成24年度一般会計当初予算について反対討論を行い

ます。

私は、実は大変すばらしい先輩を持っておりまして、その先輩は議員は今出されている議案がどうなのかについて言うべきである、きちんと討論してやるべきだ、こんなことを教えていただいたのを今思い出しているところであります。

それでは、反対討論に入ります。質疑のところでも指摘もしましたが、骨格予算といいながら船舶建造費等30年の将来の佐渡の重要な航路の足を縛る、そういった中身も入っているのが今回の当初予算であります。この当初予算は、先ほども言いましたが、3.11東日本大震災から1年であります。東日本大震災と福島原発事故の後の初めての予算でありますから、東日本大震災から教訓を学び、佐渡市の防災計画の見直しと抜本強化、原発ゼロや自然エネルギーへの転換、引き続いている深刻な経済状況の中でどうやって市民の暮らしを守るのかを正面に据えた予算になっているかどうかを鋭く問われます。

第1の東日本大震災原発事故からのどのように学んでいるかという点であります。今年度の地方の方針を予算化をしている国の地方財政計画は、これまでと同じ通常収支分と東日本大震災の分と2本立てになっております。そして、この東日本大震災分がさらに2つに分けられていて、被災地の復旧と復興事業分、それと被災地でない、佐渡みたいなどころですね、緊急防災・減災事業の分になっているわけであります。つまり国の平成24年度の今年度の予算の大枠は、防災対策をしっかりやるという予算組みになっております。

そこで、具体的に指摘をしたいと思います。3.11の後、津波などの被害、佐渡は離島でありますから、四方海であります。こんなとき、どこへ逃げたらいいのか、これをきちんと早く示すべきだというのは私以外の同僚の議員からもたくさん質問あったところでもあります。ことしの2月の8日には、佐渡は真野湾沖で震度5強という強い地震に襲われました。多くの市民は、どうしたらいいのかと大きな不安を抱いたはずであります。病気の夫を抱えているある女性は、津波が来たらどうしようかと真剣に悩んだそうであります。そして、私にこう言いました。どうして佐渡市は万が一のときにどこに逃げたらいいのかを早く示してくれないのかと語っていました。こういった市民の声に明確にこたえているでしょうか。あなた方は、県の津波の想定図が出た後にきちんとするというような姿勢でこれまで姿勢を明らかにしてきていますが、この姿勢では市民の不安にはこたえられません。当面どうするのかきちんと示すべきだと思います。

また、委員会質疑でも確認しましたが、東日本大震災から1年たつのに、公共施設の耐震状況は学校と支所以外に明確に把握をしていません。施設の耐震状況の把握は急務の課題であります。あわせて指摘をしておけば、阪神・淡路大震災の教訓の上でできている1995年の耐震改修促進法は平成18年に大きく改正をされ、向こう10年間で耐震化率90%という具体的な目標を上げております。佐渡市も計画は持っていると言いますが、年に二、三軒程度という予算、またこの実績であります。私は、やる気がないというふうに思います。こんなことを所管省庁の国土交通省の方が聞いたら、ちなみに藤井総合政策監は国土交通省から来ているそうではありますが、その方が聞いたら大変悲しむのではないかと、このように思います。

また、世界最大と言われる柏崎原発から50キロの佐渡であります。危険な原発から撤退し、自然エネルギーの方向に転換するように国にきちんと物を言うことは当然ですが、糸魚川市が独自に被曝を防ぐヨウ素剤を配置したような対応は、離島の佐渡としては必要です。

3.11の教訓の点での最後は、相川地区における支所と消防建設、保育園の建設です。これは、先ほど田

中議員も具体的に指摘をしました。市民の津波避難については県の想定図が出てから、ところが市が建てる建物は県の想定図が出ない前に津波が来そうなところに建てる。ある相川の方にも聞きましたが、とても信じられないという声を上げていました。こんな予算を計上すること自体、私は全く3.11東日本から学んでいないというふうに考えます。

次に、経済対策です。この議会の冒頭でも他の議員も指摘をしていましたが、深刻な経済に対する予算措置は必要であります。経済対策として数年来実施をしている身近な道路の改修などに使える安全・安心まちづくり事業の1億4,000万円は24年度に繰越しています。島内経済は深刻です。市長自ら10倍の経済効果という住宅リフォーム助成制度は、昨年のように大型でなくても、例えば昨年不用額になった分ぐらい予算化をして市民の経済対策とすべきと思います。

少子高齢化について述べます。少子高齢化は最大の課題です。また、高齢化に伴う施策は、自然増は必ず必要であります。高齢化対策では、今年度事実上、介護度の軽度の人介護サービスを抑制する第5期の介護保険が実施をされます。現状でも使いたくても使えない介護サービスが一層悪くなる可能性がありますから、委員会の予算審査で、私だけではありませんが、他の委員からも多くの提言ありました。悪くされた介護保険をカバーする施策が極めて不十分であります。これは、一般会計の予算の中で高齢者福祉対策としてカバーをしなくてはならないものであります。今述べたものは、新しい市長になろうが、なかろうが、やるべきものだというふうに私は考えます。

最後に、骨格予算に関してであります。総務文教常任委員会では、一致で北埠頭の箱物をつくるのは認めたというお話ですが、私はこの間も言うておりますが、合併特例債の期限延びました。どうせつくるならいいもの。一方で、市民の暮らし厳しいです。そんな中で、これ本当に急ぐ必要あるのだろうか、立ちどまって考える必要がある、こんなふうに思っています。このことを強く述べて、24年度の当初予算への反対の討論といたします。

○議長（金光英晴君） 以上で議案第35号に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第3号 佐渡市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定について。本案は、第2次地域主権改革一括法の制定により、従来県知事の権限であった墓地等に係る権限が市長権限とされたことに伴い、墓地等の設置場所及び構造設備に関する基準等を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区の築地児童遊園について、佐渡市公共施設見直し指針に基づく検討の結果、公の施設としての用途を廃止するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。市有財産の処分については、佐渡市公共施設見直し指針を抜本的に見直し、当該物件の状況等に応じて、貸与、競売等も選択肢に含める新たな指針を可及的速やかに作成した上、適正に執行するよう強く求める。

議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、第5期佐渡市介護保険事業計画の策定等に伴い、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者保険料率を改定するよう、佐渡市介護保険条例の一部を改正するものであります。新たな保険料率は、要支援・要介護認定者の増加及び施設整備等に伴う介護給付費の増加を見据え、基準となる月額保険料を前年度より1,000円（23.8%）引き上げ、5,200円とするものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会として付した意見は次のとおりであります。

意見。今回の第5期計画における月額保険料の引き上げは、平成21年度に策定した第4期計画における900円（当時27.3%）の引き上げに続くものであり、合わせて1,900円（57.6%）もの引き上げとなることから、市民の負担はもはや限界である。よって、市は、介護保険制度に依存しない独自の仕組みづくりについて、検討すべきである。

議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億400万円とするものであり、対前年度比は4,100万円（0.6%）の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会として付した意見は次のとおりであります。

意見。国民健康保険は制度として既に破綻しており、低所得者の増大及び高齢化に伴う保険料の増大は、市民生活に深刻な影響を及ぼしつつある。本算定に当たり、新市長のもと、可能な限り市民の負担を軽減するよう強く申し入れる。

議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,580万円とするものであり、対前年度比は1,300万円（1.8%）の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきもの

として決定しました。

議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,280万円とするものであり、対前年度比は7億5,760万円（10.7%）の増額であります。特筆すべき点としては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の初年度の予算として、介護給付費、地域支援事業費等について所要の予算を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億80万円とするものであり、対前年度比は690万円（1.4%）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,900万円とするものであり、対前年度比は570万円（1.0%）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 平成24年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支及び資本的収支の予定額を、次のとおり定めるものであります。収益的収入24億7,067万6,000円（対前年度比4,944万3,000円（2.0%）の減額）、収益的支出24億5,755万円（対前年度比3,741万9,000円（1.5%）の減額）、資本的収入1億2,966万6,000円（対前年度比2,156万円（19.9%）の増額）、資本的支出1億7,312万6,000円（対前年度比366万1,000円（2.2%）の増額）。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第53号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の改正に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、平成23年度税制改正によりたばこ税の税率を1,000本につき4,618円から5,262円に引き上げた額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） これより議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して反対討論をいたします。

議案第5号、介護保険条例の一部改正、議案第38号 平成24年度介護保険特別会計予算についてであります。この中身は、今年度から介護保険の新しい計画がスタートします。それに合わせて、1つは今でも高く払うのが大変だ、年金から天引きをされて困っている介護保険料を大幅に値上げをするものであります。先ほど委員長の報告にもありましたが、23.8%、約24%も引き上げるものであります。基準の階層では、年1万2,000円もの値上げであります。介護保険ができて24年度で12年もたちますが、保険あって介護なしと言われているのは皆さんもご承知のとおりであります。今年度のこの介護保険料の値上げの大

きな原因の一つは国の責任であります。民主党政権が野党の時代には介護職員の処遇改善交付金つくれ、つくれと言ったのですが、政権についた途端、これを報酬に上乘せをしてきた。この前国会でも大問題になっていました。

具体的に指摘をします。今言ったように、全額国費で負担をしてきていた介護職員の処遇改善交付金、これを廃止されました。佐渡市の介護保険特別会計に反映をされました。委員会審査の答弁では、この処遇費分だけで3年間で4億4,700万円であります。つまりこの分が利用者負担にはね返ってきたわけであり、今回の介護保険料の値上げを抑えるには、年間2億5,700万円あれば据え置くことができるものであります。ですから、先ほどの国が廃止したのとあわせて考えれば、よくわかると思います。

第5期のこの介護保険料は、全国的に保険料が上がる方向です。こんなことから、厚生労働省も昨年8月に県に設けている財政安定化基金の取り崩しを認めることを示しました。しかも、これは24年度に限り認められた措置という文書を出しています。厚労省も認めたこの基金は、佐渡市では佐渡市の65歳以上の高齢者が保険料を掛けたものが原資として積み立てられてまいりました。その積み立て額は8,060万円というものであります。佐渡市は、この8,060万円、県に積んできたもの、この県の総額は46億3,000万円あります。新潟県は、この基金を一円も取り崩さないそうであり、いかに県の姿勢が悪いかわかるかと思えます。佐渡市が佐渡市の中で積み立ててきた分については、保険料の引き下げに使えます。ところが、やはりほかの県のように県に積立てた基金、本来高齢者が保険料で払ったものを積立てたわけですから、こんな深刻なときだからこそ崩すべきであります。県にも本来強く働きかけるべきものであったはずであります。

介護保険料がこのように大きく上がりますが、仮に上がっても十分な介護サービスができるというのなら、まだまじだろうと思えます。一般質問でも取り上げましたが、生活援助、ホームヘルプサービスであります、これは時間を短くされ、そして業者さんの報酬が減らされるという大変大きな問題を持っています。また、佐渡市の大きな課題である特別養護老人ホームの入所待機者もこの間の市の頑張り、5期の計画を入れても、単純計算でも300人が待機をしている状況があります。委員会でも指摘をしましたが、生活実態に合わせた介護保険料を減免するというならまだわかるのだが、この辺についても規定は持っているのだから、これから研究します、これでは深刻な不景気の中、年金が下げられて介護保険料上がる、本当に暮らしていけないというふうに思えます。年金が下がって今後、今国の政治は消費税まで上げようという話であります。こんな中、24%近くの値上げは大問題であります。平成24年3月現在、佐渡市で介護保険料が納められなくて滞納している額が1,590万円にもなっています。こんな状況の中、24%近くの値上げ、高齢者の暮らし直撃し、市民の暮らし直撃するのは火を見るより明らかではないでしょうか。

皆さん、本当に介護の状況、高齢者の暮らしの状況、本当に厳しいです。これを助けるのは市政だと私は思うのです。この値上げを認めるか認めないか、先ほどの田中議員の発言ではありませんが、立つと認めたということになるわけであり、この後賛成の討論者もいらっしゃるようで、ぜひその両方の意見を聞いて市民の暮らしを守る立場で頑張っていたいただきたい、このことを申し上げて反対の討論といたします。

○議長（金光英晴君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔26番 加賀博昭君登壇〕

○26番（加賀博昭君） 加賀博昭でございます。テレビをごらんの皆さんもよくひとつ聞いていただきたいと思うのです。今中川直美君が介護保険について、その値上がりというのは勘弁ならぬと、何とか引き下げなければならぬ、このことについては私もそう異論はないのです。しかし、この制度は、この後も触れますけれども、国保と同じで、佐渡市が独自でできる部分が限られておるわけでございます。そこで、さっきの中川君の話では市民の皆さんよくわからぬでしょう。だから、私は市民の皆様にもわかる話をいたします。

議員の皆さん方は、介護保険特別会計予算の74ページ見てください。ここで保険給付費が74億5,583万と、対前年7億2,937万高くなっておる。何で高くなっておるかわかりますか。ことし特別養護法人ホーム125床建てます。これを建てますと、何と6億6,287万4,000円くらいが上がるのです。それでは、市民の皆さん方に問いかけたい。今何とか特養、老健に入りたいがという待機者は462人おるのです。ことし125床建てても、なお301床が足りないわけであります。この125床建てないでおけばいいのですか。そうすれば6億6,000万は安くなります。そうではないでしょう。皆さんは、何とかしてくれと悲鳴上げておる。それはそれで解決をし、いいですか。その次、間もなく選挙がある。新しい市長ができます。そうすれば、新しい市長の中には2人やっておるのですが、どっちが勝つかわからぬけれども、買ったほうが少しは考えるわいということになれば、今後この問題についてはやる方法があるということをお願いいたします。

もう一つ申し上げたいのですが、この後国保問題があります。このときにどうしたら介護保険料や国民健康保険料を安くすることができるかということをお聞きしたい。皆さんがよくわからない大事な情報を皆さんに提供して、そのときにまとめて私がお話をしますが、今高いことは高い。しかし、125床建てなかつたら462人の人が行くところがない。そのためには、まず施設を建てることだ。ただお金のことさえ下げれば、お年寄りには行くところがなくて路頭に迷えばいいという中川直美君のこの討論には私は賛成ができない。こういうことで私はとりあえずは125床つくれ、そのために多少の金額は上がっても、それは直す方法があるということをお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 以上で議案第5号及び議案第38号に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 議案第38号 平成……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。平成24年度国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

国民健康保険特別会計は、6月が本算定となるもので、今議会に提案されている予算は今年度の方向性を示しているものにすぎませんが、今年度のこの予算では大幅の値上げが見込まれます。ご承知のとおり、国民健康保険税の中には医療費分に合わせて後期高齢者支援分、先ほど議論があった介護保険の介護納付金分が入っております。平成23年度の昨年の6月議会時点での1人当たりの後期高齢者支援金が1万5,480円、介護納付金分が1万9,052円です。今年度について委員会での市の答弁では、後期高齢者支援金分で2,000円、介護納付金分で3,000円の値上げが予想されると。合わせて5,000円という値上げです。平成23年の6月時点の比較で、この2つ分だけでも国保税が6.3%値上げされることとなります。言うまでもありませんが、高齢化が進んでいますから、医療費分の自然増もあります。委員会の議事録にも残っているはずなので、後で見ただけであればいいですが、大ざっぱに言えば、医療費分も合わせれば1万円近く、約十二、三%近くの値上げとなることが想定されるものであります。国民健康保険税は、1人当たり9万円近くとなる。今でも高く大変な国民健康保険です。こんな深刻なときに値上げをされたら困るといのが多くの市民の声だろうと思います。

次に、このような状況が予想される中、高い国保税の値上げが市民の経済状況の中で可能なのか、それは無理です。この値上げを抑えるには、4つの方法があります。1つは、23年度の決算の繰越金を充てることではありますが、この議会で23年度の補正があったように、23年度は予備費を給付費に回すという状況であります。ですから、これはできません。2つ目は、これまで積立ててきた国民健康保険の基金を充てることですが、この基金も底をついていますから、大きな期待ができません。3つ目、医療給付である医療費がふえないように保険証を取り上げて医者に行かないようにすることもできますが、まさかこのようなことはできるはずはありません。ただし、現在でも資格証という事実上10割給付の保険証を佐渡市は出しております。4つ目、全国の市町村の7割が行っているように、市の繰入で値上げを抑えることであり

ます。この間も紹介してまいりましたが、既に全国では7割の市町村が1人当たり1万円を超える繰入で負担軽減に努力をしています。ここに佐渡市も足を踏み入れるとともに、病気にならないような健康づくりを同時に真剣に進めるしかありません。ちなみに、1億3,000万ぐらいあれば、とりあえず値上げを抑えることができるのではないかというふうに回答でも言われております。冒頭に言ったように、国民健康保険の本算定は6月ですが、既にこういったことが予想されるわけであり、この深刻な市民の経済状況の中でこの問題を放置して次期市長に引き継ぐというのは市民の期待に背くものでしかありません。課長は、答弁の中で本算定では引き下げたいなどというようなことも言うておりましたが、税金を引き下げるかどうかというのは課長ごときの判断ではありません。市長の政策的な判断なくしてあり得ない、このことを強く述べてぜひ市民の期待にこたえる国民健康保険になるべきだ、このことを強くご指摘をしておきたいと思えます。

○議長（金光英晴君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔26番 加賀博昭君登壇〕

○26番（加賀博昭君） 佐渡市議会は大変人使いが荒いので、私がこれで3回討論に立つわけでございます。一番大事な国民健康保険、この値上がりには市民は耐えられないと。そこで、さっきの反対討論者は、1つ、23年度繰越金もこれはだめ。基金、底ついてこれもだめ。医療費を引き下げるには、保険証を取り上げるのだと。4番目、市の繰入、これをやらなければならぬと、こう言っているのです。私は、先ほど介護保険のときに言いました。国民健康保険のときにどうやったら国民健康保険料が安くなるか。介護保険でいうと、その次の反対討論者がそれを使うおそれがある。知っておれば、おれが言わぬでも使えるはずなのだ。だけれども、きょうは先ほど市民にお約束したから、どうしたら安くなるかということを具体的に申し上げます。

実は、佐渡市は420億の合併特例債というものをどさくさに使いまくって見たが、なお150億の時効完遂金を残して、これを国に返さなければならぬということになっているのです。皆さん調べたことないでしょう。加賀博昭は、ちゃんと調べてある。150億国に返すのであれば、そのうちの1億や2億、国民健康保険の保険料軽減に使えますのです。そこにおける事務当局は、さすが加賀だなど、こう思っておるはず。ほかの者は知らないのです。建物や何かでなければ使えないと思っておる。そうではない。使える。今度だれが市長になるか知らぬが、改めてそのときに私が提起をいたします。できます。いいですか。

まず、この際だから、委員長報告についても一言申し上げておきたい。委員会は、議案第36号で国民健康保険は制度として既に破綻しておると、こここのところの説明がないので、わかりにくいのだが、国の国民健康保険制度が破綻しておるとか、市の保険制度が破綻しておるとかという説明がないから、よくわからぬが、大体平均値で今国民健康保険というのは8万円をちょっと超えておるはずでございます。それも20市で比べれば、安いほうから3番目。それでも破綻しておるというのですから、これは全国的に見れば大変なのです。ただ、よそにはない、時効になるかわからぬ、本投げてしまわなければならない、国に返さなければならぬ合併特例債150億持っておるのです。この際、胸張ってそこから出して、市民の皆さん、これで安くしてあげますよ、こういうことができる。私は、だれが市長になってもこのことはよく進言して、きょうの私の賛成討論が本当に実を結んで市民の皆さん方からやっぱり加賀だなど、こう言

われるように立派にやって見せますので、きょうはテレビの皆さん方にちゃんとここからお約束して、このところが共産党の、おれの後輩なのだけれども、この連中の不勉強ぶりを明らかにして私の討論終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で議案第36号に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。日本共産党を代表して、これから議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

皆さん、後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに改定され、2012年度、13年度の2カ年の保険料が決まり、都道府県単位で決められます。一人一人の保険料が実際にどうなるのかは、所得に応じた所得割と定額の均等割の合計で決まります。所得割と均等割の両方とも値上げするのは38都道府県です。そして、所得割のみ値上げは1県の見込みで、あとは据え置きで、佐渡市も据え置きであります。平均保険料は、44都道府県で上がる見込みです。制度の財源の約1割は、75歳以上の加入者が負担する保険料です。医療費や高齢者人口がふえるに従って保険料がふえる仕組みです。医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者自身に感じ取っていただくということが、この制度開始当時の厚生労働省の担当官僚のねらいです。

皆さん、民主党は2009年のマニフェストでこの後期高齢者医療制度を廃止と公約したのです。ところが、同じ年に政権につくと、廃止に背を向けました。このことは絶対許さない、とんでもないと国民、市民は怒っています。野田内閣が今、国会に出す予定のこの後期高齢者医療制度の見直し案も、現行制度と同じように75歳以上を別勘定にして保険料を負担させる差別の仕組みを温存しています。皆さん、今深刻な市民の状況のときに佐渡市では介護保険料が何と約24%も値上げ、国民健康保険税も大幅値上げ必至の状況であります。一方、野田内閣は年金を引き下げて消費税10%増税すると。税と社会保障の一体改悪を進めていく。年金暮らしの方は、年金からどんどん引かれて引き算がいっぱいですと、これからどうやって生きていったらいいのかと涙ながらに訴えているのです。今介護を受けられず、各地で相次ぐ孤立死や餓死、こういうことが起きています。多くは、深刻な貧困の状況の中で声を上げることさえできず亡くなった貧困死でした。

皆さん、このように大変な状況の中、佐渡市の後期高齢者医療制度の保険料は、先ほど言いましたけれども、据え置きであります。佐渡市には、よくお金がないと言いますが、財源はあります。お金が

ないではありません。地域暮らし最優先するか、それとも箱物づくりか、問題は税金の使い方の問題ではないでしょうか。介護保険料もそうですけれども、払えない人などの対策はどうするのですかと、そういう対策も全くないのです。市民の皆さんは、後期高齢者医療制度のこの保険料がどうなるのか、大変注目されています。皆さん、今回佐渡市は保険料を値下げにしないことは実質値上げではありませんか。若い人からお年寄りまでだれもが希望を持てるような佐渡市にしませんか。

もう一回言います。市民から医療費、国保税、消費税など、もう負担は限界との声が起こっています。市民の皆さんの願いは、負担を減らしてくださいです。以上の理由で反対であります。

反対討論といたします。

○議長（金光英晴君） 以上で議案第37号に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について及び議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

産業建設常任副委員長、中村剛一君。

〔産業建設常任副委員長 中村剛一君登壇〕

○産業建設常任副委員長（中村剛一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第6号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、田野浦集落開発センターについて、公の施設としての用途を廃止するため、佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について。本案は、生活体験学習館、アトリエハウス（あじさい）及びアトリエハウス（はまなす）について、公の施設としての用途を廃止する等のため、佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令が改正されたことに伴い、これに準じて漁港施設占用料の一部を改定するため、佐渡市漁港管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、観光交流の促進及び相川地区中心市街地の活性化を図るため、相川観光交流センターを設置することに伴い、その設置及び管理について必要となる事項を規定するとともに、これまで観光情報発信等の拠点として設置してきた佐渡会館について、公の施設としての用途を廃止するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令が改正されたことに伴い、これに準じて道路占用料を改定するため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい須川住宅について、市営住宅の用途を廃止するとともに、第1次地域主権改革一括法の施行に伴う公営住宅法の改正に伴い、法律の規定から削除された高齢者等に対する入居条件等の緩和及び入居資格を条例で規定するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊簡易水道の計画給水人口等及び両津地区簡易水道の水道使用料を改正するため、佐渡市簡易水道給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 財産の無償譲渡について（田野浦集落開発センター）。本案は、田野浦集落開発センターを地元認可地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 財産の無償譲渡について（生活体験学習館、アトリエハウス（あじさい）、アトリエハウス（はまなす））。本案は、生活体験学習館、アトリエハウス（あじさい）及びアトリエハウス（はまなす）を地元認可地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 市道路線の認定について。本案は、防災の観点から緊急時の連絡路として必要となる3路線を市道路線として認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,900万円とするものであり、前年度当初予算に比べ、1億5,830万円、率にして11.2%の減となるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億1,521万5,000円、国庫支出金2億180万円、繰入金4億1,690万8,000円、市債2億6,240万円

で、歳出では、維持管理費 1 億 7,214 万 4,000 円、建設改良費 5 億 4,776 万 1,000 円、公債費 3 億 8,629 万 2,000 円等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 40 号 平成 24 年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、平成 24 年度佐渡市下水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 32 億 660 万円とするものであり、前年度当初予算に比べ、1 億 5,640 万円、率にして 5.1% の増となるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料 6 億 3,142 万 7,000 円、国庫支出金 4 億 2,000 万円、繰入金 16 億 760 万 1,000 円、市債 4 億 3,520 万円で、歳出では、維持管理費 5 億 8,443 万 5,000 円、建設事業費 9 億 4,287 万 3,000 円、公債費 15 億 2,186 万 3,000 円等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 49 号 平成 24 年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、平成 24 年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額を 14 億 9,800 万円、収益的支出の予定額を 13 億 2,730 万円とし、資本的収入の予定額を 12 億 4,080 万円、資本的支出の予定額を 19 億 2,450 万円とするものであります。主な事業は、両津地区の老朽管更新事業及び全地区における配水管布設替事業等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 50 号

○議長（金光英晴君） 日程第 7、議案第 50 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第 50 号をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員の高野智哉氏の任期が平成 24 年 6 月 30 日をもって満了となるため、後任に佐渡市宿根木 371 番地、佐藤洋子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から 3 年間であります。

ご賛同のほどよろしく願います。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 50 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号

○議長（金光英晴君） 日程第8、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員の本間勝一氏の任期が平成24年6月30日をもって満了となるため、後任に佐渡市金井新保乙401番地の1、仲川進氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり可決されました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得まして、任期最後の定例会終了するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。新年度予算については、4月の市長選挙を踏まえて新たな政策経費を除きたいいわゆる骨格予算とさせていただきます。人件費、公債費等の義務的経費の抑制を図りながら、合併特例債事業を確保した予算となっております。原則として新規事業は計上しておりませんが、継続事業と市民生活に支障を来さないように事業を進めてまいります。

さて、顧みますと、2期8年間、定例会32回、臨時会20回の52回の議会を開催させていただきました。初代市長としてその一つ一つが佐渡市の新しいページとなってつづられてきましたことは、まことに光栄

であって、感慨深いものがございます。議会の一般質問でもお答え申し上げましたが、100年に1度と言われる大合併の中で、佐渡市初代市長として旧市町村の持っていたそれぞれの理念を踏まえて佐渡の豊かな自然の恵みと魅力を一層生かし、祖先が営々と築いてきた歴史、文化を大切にされた環境と文化を大きな柱とし、美しく環境に優しい島づくり、にぎわいの島づくりをテーマとして、それを実現すべく施策を講じて内外に強く発信してまいりました。この取り組みは、多くの市民の共感と協力をいただき、大きな効果を上げることができたと考えております。中でも生き物をはぐくむ農法により生産されたトキ認証米が高い評価を得、その結果、佐渡独特の文化と自然とのあわせわざで世界農業遺産認定という形で国際的にも評価されたこと、そしてトキと共生する島佐渡、環境の佐渡のイメージが全国に発信されたことを見るように、佐渡の存在感を高めたことは間違いありません。世界遺産の国内暫定リスト単独記載も、本登録実現に向けての大きな一歩であります。また、国の協力を得て離島のガソリン価格低減が果たされたこと、国から交付金を船舶建造にも使用することが可能になり、運賃引き下げが見込めるようになったこと、離島においては平地を含む全域が中山間地域等直接支払制度の対象となったことなどは、長い離島行政の中で刮目すべき転換点となりました。一方、観光面では観光資源開発や航路運賃低減等多くの施策を講じ、PRに努めたものの、結果として観光客の入り込み数の減少に歯どめをかけるには至りませんでした。また、拉致問題についても働きかけが解決につながっておりません。空港整備実現に向けては、地権者の理解は進んだものの、具体的実現に向けての見るべき進展とはならなかったことがまことに残念であります。数々の思い出の中で明るい話題として、トキ放鳥に秋篠宮ご夫妻をお迎えしたこと、昨年佐渡高等学校から島から初の甲子園選抜出場を果たし、大きな感動を与えてくれたことなど忘れることができません。また、昨年3月11日の東日本大震災では多くの被災者をお迎えし、きずなの大切さを改めて教えられました。これまでの施策に対する評価は後世の判断にゆだねることになりますが、このような議論の積み重ねによってなされたことは後世に伝え残されるものと自負いたしております。

議員の皆様とは、数多くの議論を闘わせていただきました。主義、主張、信条の違いから相入れない議論も多々ございました。ただ、執行部と議会は車の両輪との例えのとおり、佐渡市の未来を誤ってはいけないと思う心のあらわれでありまして、失礼はお許しいただきたいと考えます。ことしの4月は、市会議員の改選期であります。今期で勇退される方、改めて臨まれる方もおられますが、市民に誠実で、すぐれた政治感覚を持って佐渡の未来を切り開いていただきたいと考えております。これまでのご功績をたたえ、心からのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

私も任期あと1カ月を切りました。今後の市政のかじ取りは、新市長にゆだねることになります。議会と執行部が一丸となって立ち足る難局を乗り切り、市民の望む理想的な佐渡市建設に向けて邁進されることを期待するばかりでございます。市民の皆様、議員の皆様、これまでの支援とご協力に厚く感謝のお礼を申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

○議長（金光英晴君）　ここで、私どもの任期最後の定例会を閉じるに当たり、一言申し上げます。

高野市長におかれましては、初代佐渡市長として2期8年間ご苦労さまでございました。高野市政については、後世の評価を待つところではありますが、高野市長の発信力で佐渡の名を全国に、そして海外に広

めていただいたこと、また全国離島振興協議会の会長としてご尽力いただいたことは高い評価を得るものと信じているところであります。ご勇退なされても佐渡市発展のためお力をおかしくくださるようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この4年間にわたり難問山積する本市の実情を直視され、佐渡市発展に向け、その職務を果たすため並々ならぬ努力を重ねていただきましたこと、まことにありがとうございました。あわせて、力不足の議長ではございましたが、皆様のご協力で大過なくきょうを迎えられましたこと、重ねて感謝申し上げます。

また、職員の皆様におかれましては、佐渡市民の安心、安全な暮らしを守るため本市の公務員としての自覚と誇りを持って一層の研さんを積み、職務に精励されますようお願い申し上げ、任期最後の定例会閉会のあいさつといたします。

以上で会議を閉じます。

平成24年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。(拍手)

午後 5時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月22日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 田 中 文 夫

署 名 議 員 村 川 四 郎